

南陽市建築物耐震改修促進計画

(令和4年3月策定)

南 陽 市

目 次

第1章 目的	- 1 -
第2章 計画の位置づけ	- 1 -
1 計画の位置づけ	- 1 -
2 計画期間	- 1 -
第3章 建築物の耐震化等の実施に関する目標	- 1 -
1 想定される地震の規模及び被害状況	- 1 -
2 耐震化の現状と課題	- 3 -
3 耐震化率の目標	- 5 -
4 市町村、所有者等の役割	- 5 -
第4章 建築物の耐震化等の促進を図るための施策	- 6 -
1 耐震化等の促進に向けた支援策	- 6 -
2 耐震化等実施への環境整備	- 6 -
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	- 6 -
4 避難路沿道建築物の状況把握	- 7 -
5 その他の促進策	- 7 -
第5章 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	- 7 -
1 地震ハザードマップの活用	- 7 -
2 相談体制整備・情報提供の充実	- 7 -
3 広報、講習会、啓発活動の実施	- 8 -
4 自治会との連携	- 8 -
第6章 所管行政庁との連携	- 8 -
1 建築基準法による勧告、命令等の実施	- 8 -
2 耐震改修促進法による指導、助言等の実施	- 8 -
第7章 その他関連施策の推進	- 8 -
1 空き家除却の推進	- 8 -
2 住宅性能表示制度の活用	- 9 -
3 地震保険の加入推進	- 9 -

第1章 目的

「南陽市建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等に伴う市民の生命及び財産等に対する被害を最小限に抑えるため、市及び関係団体が連携して行う耐震診断及び耐震改修等、建築物の耐震性向上に関する施策の推進に関して基本的な事項を定めることを目的とする。

第2章 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定し、南陽市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）及び南陽市国土強靱化計画を上位計画として、建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示すものである。

2 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

第3章 建築物の耐震化等の実施に関する目標

1 想定される地震の規模及び被害状況

県内には、主要な4断層帯があり、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5程度と示され、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている。

また、今後30年以内に地震が発生する確率は、山形盆地断層帯（北部）が0.003～8%、新庄盆地断層帯（東部）が5%以下、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、全国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。

（表－1）想定地震の長期評価

区分	震源域	地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率	
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下
西部		M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%	
海溝型	日本海東縁部 (山形県沖)	M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%	

（出典：地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：令和3年1月1日）

山形県が調査した、想定される地震において予想される被害について表－２に示す。

予想される被害が最大である山形盆地断層帯を震源域とする地震では、県内の広範囲にわたって甚大な被害が予想されており、全壊・半壊する建物約 89,000 棟、死者約 2,000 名、負傷者約 22,000 人、建物被害による避難者約 95,000 人と見込まれている。

(表－２) 県内断層帯の被害想定調査結果(発生ケースは冬季の早朝を想定)

断層名	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯
公表年月	平成14年12月	平成18年6月	平成18年6月	平成10年3月
想定マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792棟	22,475棟	10,781棟	1,295棟
建物半壊	54,397棟	50,926棟	23,618棟	5,342棟
死者	2,114人	1,706人	915人	110人
負傷者	21,887人	16,405人	9,694人	2,585人
避難者	94,688人	78,849人	41,044人	7,776人

(出典：山形県地域防災計画(震災対策編))

(表－３) 市内における被害想定(長井盆地西縁断層帯)

ア 建物被害

建物総数	夏季			冬季		
	全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数
19,794	1,735	8.8%	3,317	1,966	9.9%	3,758

イ 人的被害

昼間人口	夜間人口	夏季昼間		冬季早朝		冬季夕方	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
34,445	36,315	52	648	118	1,119	72	805

注) 山形県作成「山形県地震被害想定調査 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯 調査報告書」(平成18年3月)を加工して作成

(表－４) 市内における被害想定(山形盆地断層帯)

ア 建物被害

建物総数	夏季		冬季		夏季		冬季	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊率	半壊率	全壊率	半壊率
18,210	1,003	2,051	1,328	2,328	7.3%	12.8%	5.5%	11.3%

イ 死者数

冬季夕方				冬季早朝				夏季昼間			
原因		死亡計	死亡率	原因		死亡計	死亡率	原因		死亡計	死亡率
建物損壊	建物焼失			建物損壊	建物焼失			建物損壊	建物焼失		
63	9	71	0.20%	81	3	84	0.23%	49	1	49	0.14%

ウ 負傷者数

冬季夕方				冬季早朝				夏季昼間			
重傷	軽傷	重軽傷計	負傷率	重傷	軽傷	重軽傷計	負傷率	重傷	軽傷	重軽傷計	負傷率
114	684	798	2.24%	128	766	893	2.42%	90	537	627	1.76%

注) 山形県作成「山形盆地断層帯 被害想定調査 報告書」(平成14年12月)を加工して作成

2 耐震化の現状と課題

(1) 耐震化の進捗状況

当初の促進計画（平成21年1月策定）以降の住宅の耐震化率の推移と目標を以下のグラフに示す。

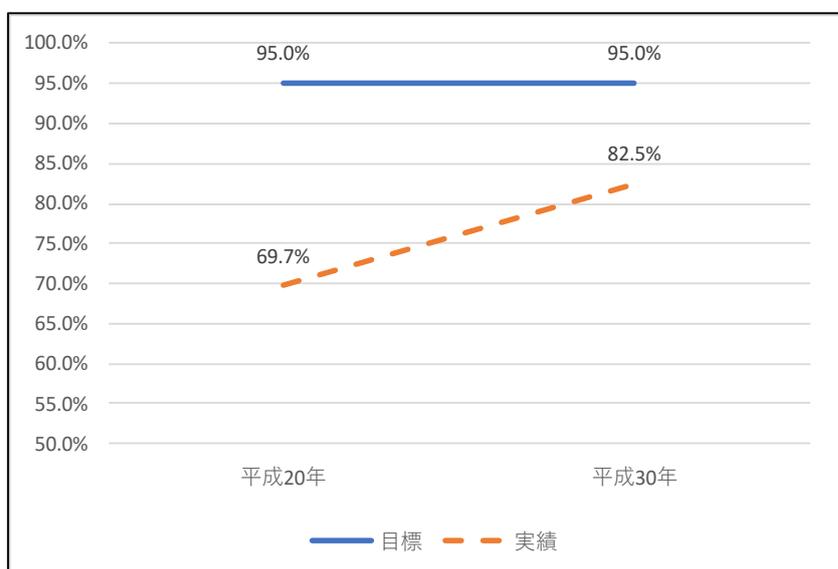
当初の促進計画における令和2年度末の住宅の耐震化率目標95%に対し、平成30年度の実績値は82.5%となっている。

非住宅のうち、民間建築物の耐震化率を算定するための資料は有していないが、山形県建築物耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）によれば、県全体では65.7%と推計しており、市内建築物においても同程度と推定される。

市有の耐震診断義務付け対象建築物※については耐震化を完了している。

※耐震改修促進法により耐震診断等が義務付けられている要安全確認計画記載建築物等の建築物。

(図-1) 住宅の耐震化率の推移



(2) 住宅

① 耐震性の不足する住宅の現状

昭和55年以前に旧耐震基準により建てられた住宅は耐震性の不足するものが多い傾向にあるが、平成20年から平成30年までの10年間で1,300戸程度減少しており、減少は解体又は建て替えによるものと推定される。これにより耐震化率は大幅に上昇している。

(表-3) 住宅の耐震化率の推移

		平成20年	平成30年
住宅総数	A	10,500	10,810
56年以降に建築	B	6,050	7,378
55年以前に建築		4,200	3,432
	うち、耐震性あり	1,269	1,544
	うち、耐震性不足	3,181	1,888
耐震化率 (B+C)/A		69.7%	82.5%

注) 「平成20年、平成30年住宅土地統計調査」(総務省統計)を加工して作成

② 建て方別耐震化の状況

住宅の耐震化の状況は、戸建住宅と共同住宅で進捗状況に差が生じている。

共同住宅（アパート、マンション等）の耐震化率が97.4%とほぼ終了しつつあるのに対し、戸建住宅は79.6%にとどまっており、今後の対策は、戸建住宅を中心に実施する必要がある。

（表－４）平成30年住宅・土地統計調査

区分	総戸数 A	昭和55年 以降の住宅 B	昭和55年以前の住宅		耐震化率 (B+C)/A
				うち耐震性あり C	
住宅全体	10,810	7,378	3,432	1,544	82.5%
戸建て住宅	9,020	5,730	3,290	1,447	79.6%
共同住宅	1,790	1,647	143	96	97.4%

注) 「平成20年、平成25年、平成30年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計）を加工して作成。建築年代不詳戸数は、昭和55年以前と昭和56以降との割合で按分。耐震性有の割合は、平成20～30年住宅・土地統計調査（総務省）から得られる耐震診断を実施し、「耐震性が確保されていた」住宅の割合。共同住宅は、戸建て以外の共同住宅、長屋建て、その他。

③ 住宅の改修等に対する経済的負担

県計画によれば、耐震性の不足しているものが多い築40年以上の住宅に住む世帯のうち、6割以上で65歳以上の者が家計を支え、また、55歳以上の割合は8割を超えているとしている。

このことから、耐震性向上が必要な住宅ほど高齢者世帯の割合が高く、経済的理由から耐震改修が進まない傾向にあると推測される。

（参考1）県内の耐震改修に要した費用の平均：約260万円

（出典：山形県建築物耐震改修促進計画）

（参考2）耐震改修の予定がない世帯における耐震改修をしない理由

- ・費用負担が大きいため（74.4%）
- ・古い家にお金をかけたくないから（44%）

（出典：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」令和元年10月～11月実施、全国調査）

【課題】

高齢化・単身化などにより、建替えや耐震改修の費用負担が難しい住宅所有者が一定数存在すると推測される。

【今後の方向性】

住宅の建替えや改修を支援するとともに、古い住宅を耐震化する費用負担が難しい世帯に対しては、「生命を守る」対策を講じる必要がある。

(3) 非住宅

① 民間建築物

県計画によれば、県内の民間建築物の耐震化率は、65.7%にとどまり、耐震改修工事に要する多額の費用負担や営業と並行した施工が難しいことを要因と推測している。

市内の民間耐震診断義務付け対象建築物の基礎資料が存在しないことから、その把握に努めるものとする。

② 市有建築物

促進計画策定時点における市有の耐震診断義務付け対象建築物については、耐震診断及び耐震性不足と判断された場合の改修工事は全て完了している。

【課題】

多数の市民が利用する大規模な非住宅は、地震による被災の影響が大きいことから早急に対応する必要がある。このうち、公共施設については耐震化が完了しているが、民間建築物については基礎資料が無いため、その把握に努めるものとする。

【今後の方向性】

引き続き耐震化を促進する取組みを進めるが、大規模ホテル・大規模旅館については、コロナ禍の影響を考慮する。

3 耐震化率の目標

(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標を次のとおり定める。

なお、住宅全体の耐震化が難しい世帯に対しては、寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置等による減災対策を推進する。

(実績) 平成30年度	(目標) 令和13年度
82.5%	95.0%

(2) 非住宅

非住宅であって、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を次のとおり定める。

① 民間建築物

(実績) 令和元年度	(目標) 令和7年度
不明	概ね完了

② 市有建築物

(実績) 令和元年度	(目標) 令和7年度
100%	100%

4 市町村、所有者等の役割

この計画に基づいて建築物の耐震化を促進するためには、市町村、建築物の所有者、建築関係団体が各々以下に示す役割を十分に認識し、実行することが重要である。

(1) 市町村

住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な建築物の耐震化等状況の情報収集に努める。また、所有者等が耐震化等を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努める。

- a) 市町村計画の策定・改定
- b) 耐震化等支援策の実施
- c) 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施
- d) 木造住宅の耐震化に必要な技術者の養成

(2) 所有者

所有する建築物の耐震化等に努める。

(3) 建築関係団体

山形県、市が実施する市民への情報提供、各種啓発に協力する等、行政と連携し耐震化等の促進に努める。

第4章 建築物の耐震化等の促進を図るための施策

1 耐震化等の促進に向けた支援策

関係団体と連携し、引き続き、補助事業（社会資本整備総合交付金：住宅・建築物安全ストック形成事業）により、建築物の耐震診断や耐震改修工事に対する支援を行うとともに、様々な機会を通じて耐震化の必要性について普及啓発に努める。

また、より一層の耐震化の促進に向け、効果的な耐震化促進施策の検討を行う。

2 耐震化等実施への環境整備

(1) 連絡協議会

建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、山形県及び県内市町村による連絡会議を定期的開催するほか、建築関係団体との情報共有、意見交換を随時実施する。

(2) 講習会等の開催

建築士・工事事業者を対象とした耐震診断や改修設計技術に係る講習会の開催に努める。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

建築物の耐震化等と合わせて以下の取組みを推進する。

(1) 家具等の転倒防止

地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット・DVDを活用して市民に対策事例を紹介し、全体の耐震化が難しい住宅の減災対策を推進する。

(2) ブロック塀の倒壊防止

関係団体と連携し、引き続きブロック塀等の安全確保に関する事業（社会資本整備総合交付金：建築物安全ストック形成事業）を下記の避難路沿線等において実施し、地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による人身事故を未然に防止するとともに、様々な機会を通じて所有者に対して適正管理を促す取り組みを行う。

- ①国道（国道13号、国道113号、国道348号、国道399号）
- ②主要地方道（米沢南陽白鷹線、山形南陽線）、一般県道（南陽川西線、赤湯停車場線、赤湯停車場大橋線、梨郷停車場線、原中川停車場線、梨郷赤湯停車場線、梨郷下伊佐沢線、赤湯宮内線、梨郷宮内線）
- ③市道
- ④建築基準法第42条に定める道路
- ⑤上記①～④のほか、住宅又は事業所等から避難所又は避難地等へ至る道

4 避難路沿道建築物の状況把握

地震時において、建築物の倒壊が緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、沿道の状況を把握する。

(1) 緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された、市内の緊急輸送道路（1次、2次）

(2) 避難所に通ずる避難道路

市防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難路

5 その他の促進策

(1) 計画の認定等の周知

耐震改修促進法第17条（建築基準法の特例）、第22条（表示制度）、第25条（区分所有建築物の決議要件の緩和）の認定について、山形県と連携し、建築物所有者へ周知を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅の移転促進

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、がけ地近接等の危険住宅について、国の制度を活用し、移転を促進する。

第5章 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 地震ハザードマップの活用

建築物の耐震化等促進のためには、その地域で発生が予測されている地震による被害想定を市民に伝え、耐震改修の重要性を啓発することか肝要である。

このため、山形県が策定している県内4断層帯被害想定資料を活用したハザードマップの作成等について検討する。

2 相談体制整備・情報提供の充実

耐震相談窓口では、耐震診断・耐震改修に関する情報を提供し、技術的な事項等、内容に応じて山形県建築物地震対策推進協議会など専門機関の相談窓口を紹介する。

また、リフォーム相談窓口では、住宅リフォームに関する情報の提供に加え、耐震改修工事及び減災対策工事の実施へ誘導する。

3 広報、講習会、啓発活動の実施

山形県及び建築関係団体と連携した以下の活動の実施について検討する。

(1) パンフレットの配付・活用

耐震化等への意識向上を図るため、山形県が作成するパンフレットを活用し、市民及び関係団体への啓発に努める。

(2) 広報誌等による啓発

山形県と連携し、広報誌やインターネットを活用し、耐震化等に係る支援事業や融資制度の活用等を市民に対し広く周知する。

(3) イベントの機会を利用した啓発活動

住宅関連のイベントを活用した無料相談会の実施に努める。

(4) 講習会の開催

耐震診断士を養成する講習会及び耐震改修の工法や事例紹介等技術者向けの講習会の開催に努める。

(5) 建築物防災週間における取組み

山形県が年2回実施している建築物防災週間における取組みに合わせ、建築物の所有者に対して建築物に関連する防災知識の普及及び防災関係法令・制度の周知徹底に努める。

4 自治会との連携

自治会の自主防災活動を通じた耐震性向上の啓発活動並びに公民館等における映像や模型の展示等及び相談会の実施に努める。

第6章 所管行政庁との連携

1 建築基準法による勧告、命令等の実施

建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置を所管行政庁が実施する場合には、情報共有及び円滑な執行のための連携に努める。

2 耐震改修促進法による指導、助言等の実施

耐震改修促進法第12条及び第15条、第16条、第27条の規定に基づく指導及び助言又は指示等を所管行政庁が実施する場合には、情報共有及び円滑な執行のための連携に努める。

第7章 その他関連施策の推進

1 空き家除却の推進

地震時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅については、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者等に対して除却を促す。

2 住宅性能表示制度の活用

耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るため普及啓発を行う。

3 地震保険の加入推進

住宅の耐震化等とともに、地震保険加入の推進を図るため普及啓発を行う。